

塚原英治教授の定年ご退職にあたって

青山学院大学大学院法務研究科長 藪口 康夫

塚原英治教授は、2020年3月に定年を迎えられ、青山学院大学を退職されます。

塚原先生は、大学在学中の1975年に司法試験に合格され、1976年に東京大学法学部をご卒業後、直ちに最高裁判所司法研修所司法修習生(第30期)に採用され、修習修了後は第二東京弁護士会に入会して弁護士登録され、爾来今日に至るまで弁護士活動に従事されてきました。

その後、司法制度改革の一環として法科大学院制度が導入されるに際し、2004年4月から早稲田大学法務研究科の客員教授に就任され、2009年9月に本学大学院法務研究科の客員教授として教員団に加われました。2010年4月からは法務研究科特任教授、2015年4月からは法務研究科(専任)教授に就任されました。

本学におきましては、今日に至るまで法務研究科におきまして法曹倫理、労働法、労働法演習、民事実務基礎、公益弁護実習、現代法実務(民事弁護)を中心に多くの科目を担当され、教育に大きな貢献をされました。

学内行政につきましては、2016年4月から2020年3月まで法務研究科教務主任を務められました。また、大学全体の学内行政では、障がい学習支援センター運営委員、公的研究費コンプライアンス推進副責任者等を歴任され、貢献されました。

研究の面では、労働法および法曹倫理の分野を中心に幅広く成果を発表されました。特に、法曹倫理の分野においては、共著で『プロブレムブック法曹の倫理と責任〔第2版〕』(現代人文社・2007年)を刊行されています。

社会的な活動の面では、司法制度改革が本格化した1990年代末からは、法科大学院関係の各種機関において中心的メンバーとして活動され、法科大学院協会カリキュラム等検討委員会委員、大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員、文部科学省大学設置・学校法人審議会大学設置分科会専門委員、日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長、第二東京弁護士会副会長等を歴任されています。

青山学院大学大学院法務研究科(法科大学院)は2018年度より募集を停止しており、本年度は全在学生在が修了を迎えようとしています。当初の法科大学院制度の制度設計から教育まで関与された塚原先生が、法科大学院の専任教員から離れられることは、大変残念です。しかし、私たち残る教員は先生の法曹養成にける思いを継いで、法科大学院修了後も司法試験の合格に向けて努力している修了生(法務研究科研修生)がいる限り、その支援のために努力いたします。今後の青山学院大学法務研究科研修生へのご支援をお願いするとともに、ご自愛のうえ、これからも末永く弁護士として活躍されることをお祈りいたします。